

9月20日から26日は動物愛護週間です！

動物の愛護及び管理に関する法律では、国民の間に広く命のある動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めていただくため、動物愛護週間を設けています。ペットは飼い主に心の安らぎを与えてくれますが、不適切な飼い方をすれば、ペット自身の健康を損ねるだけでなく、家族や近隣の方々の迷惑になります。動物の生態、習性を理解し、愛情と責任を持って終生飼いましょう。

猫は室内で飼いましょう！

猫を外で飼うと他人の庭での排泄行為などにより近隣へ迷惑をかけるばかりでなく、交通事故や感染症など猫への危険もあります。なるべく室内で飼い、子猫を望まない、生まれてくる子猫すべてに飼い主を見つけることができないのであれば、避妊・去勢手術をしましょう。



身元の表示を！

迷子になり飼い主へのもとへ戻ることができない動物も少なくありません。犬に鑑札と予防注射済票を付けるのは狂犬病予防法で定められた飼い主の義務です。また、猫やそのほかの動物にも迷子札など「飼い主の氏名」と「連絡先」が分かるものをつけたげましょう。



最後まで愛情・責任をもつて飼いましょう！

捕獲、抑留されたいいくつかの犬や猫については、譲渡会や動物保護団体などによって新しい飼い主が見つかりますが、それでもまだ多くの犬や猫が殺処分されているのが現状です。飼い主も、これから飼い主になる方も飼い方のマナーを守りペットがその命を終えるまで適切に飼養しましょう。



令和2年度「狂犬病予防集合注射」中止のお知らせ

令和2年度予定していました狂犬病予防集合注射について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止することとしました。例年集合注射をご利用されていた飼い主の皆様には、大変ご迷惑おかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

今年度の狂犬病予防注射は、動物病院での接種(※)をお願いします。動物病院を受診する際には、待合室での混雑を避けるため事前に電話連絡で相談するなど、集団感染を防ぐための配慮をよろしくお願ひいたします。注射料金は病院により異なりますので、注射料金や診察時間等については、各動物病院にお問い合わせください。

注射を受けると、動物病院にて「狂犬病予防注射済票」(2020年度は赤色の金属のプレート)を受け取ることができる場合と、「狂犬病予防注射済証明書」(紙の証明書)のみ発行される

場合がありますので、各動物病院にお問い合わせください。

※「狂犬病予防注射済証明書」(紙の証明書)のみ発行された場合は、それをお持ちのうえ、宜野湾市役所 環境対策課の窓口で「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。(別途、手数料550円、併せて新規登録する場合は3,550円が必要です。)

狂犬病予防注射は狂犬病予防注射済票の交付を受けて手続きがすべて完了します。証明書のみでは手続きが完了していませんのでご注意ください。

「狂犬病予防注射済票」を受け取ることができる動物病院一覧→



愛犬の「死亡・行方不明・住所変更・譲渡」等がある場合は、抹消手続きまたは変更手続きが必要ですので、下記までご連絡ください。

お問い合わせ 環境対策課 環境指導係 ☎ 893-4411 (内線451・456・457)



知っていますか？浄化槽設置者の3大義務！

皆さまの大切な財産である浄化槽を適切に維持管理し、末永く使い続けていけるよう浄化槽法において、浄化槽設置者の義務が定められています。

維持管理は不可欠です！

1. 保守点検(法第10条)

浄化槽の処理機能を維持させるために年に数回、保守点検を行うことが義務づけられています(一般家庭では年に3回以上行うことが義務づけられています)。

保守点検は、専門的な知識や器具を有することから県知事の登録を受けた専門業者に委託することが必要です。

2. 清掃(法第10条)

浄化槽内にたまつたスカムや汚泥などを引き出し処理機能を回復させるために、年1回以上、清掃を行うことが義務づけられています。

清掃は、市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託することが必要です。

3. 法定検査(法第7条、11条)

浄化槽の処理機能や設置状況が適正かを確認するために、浄化槽設置者は、法定検査を受けることが義務付けられています。

検査には浄化槽の使用開始後3~8ヶ月の間に受ける「はじめての検査(7条検査)」と、1年に1回受ける「定期検査(11条検査)」があります。

お問い合わせ 沖縄県中部保健所 環境保全班 ☎ 938-9787